平成２７年（フ）第７１５号
札幌市西区西野３条４丁目２番１号　野田ビル402号
債務者　松井美知子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２６号
札幌市白石区栄通18丁目11番１号　栄通18ハイツ302号
債務者　本多　一郎
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２８号
北海道北広島市広葉町１丁目４番地１
債務者　三國谷　誠
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４３号
札幌市白石区菊水３条１丁目７番８―501号
債務者　木村　智昭
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５１号
盛岡市東松園１丁目23番８号、旧住所岩手県遠野市土淵町土淵２地割46番地３
債務者　長瀬　千春
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２８号
山形県長井市成田3102番地の３　県営成田アパート403
債務者　鈴木　成徳
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１０１号
群馬県伊勢崎市西久保町３丁目1115番地７
債務者　徳江　公江
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０号
群馬県伊勢崎市昭和町4121番地１　ドミール亀井201
債務者　宮里千陽こと　ミヤサトカワサキレッツスエンジェルセンヨウ（ＭＩＹＡＳＡＴＯ　ＫＡＷＡＳＡＫＩ　ＲＥＴＺ　ＡＮＧＥＬ　ＳＥＮＹＯ）
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１号
群馬県伊勢崎市昭和町4121番地１　ドミール亀井201
債務者　兼島ベロニカこと　カネシマスリタベロニカパトリシア（ＫＡＮＥＳＨＩＭＡ　ＺＵＲＩＴＡ　ＶＥＲＯＮＩＣＡ　ＰＡＴＲＩＣＩＡ）
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１４号
群馬県渋川市八木原1203番地５　八木原県営住宅1986―Ａ棟31号室
債務者　布施　由香
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２５号
群馬県伊勢崎市末広町141番地１　フレックススエヒロ201
債務者　トヨフク　ウィリアム（ＴＯＹＯＦＵＫＵ　ＷＩＬＬＩＡＭ）
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８３号
群馬県安中市松井田町人見147番地２　アーバニーハイム磯部102号
債務者　岡田美代子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第３７０号
さいたま市北区宮原町２丁目95番地13　ラフィーネＩ201
債務者　清野さとみ
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４０５号
さいたま市南区別所３丁目38番26―105号
債務者　松本　伸二
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４０６号
埼玉県幸手市西２丁目８番29号
債務者　遠藤　礼子（旧姓佐山）
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４１７号
さいたま市大宮区大成町２丁目355番地３　ハイツ大成102号
債務者　岡本　　忍
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係